

令和5年2月8日

## 市内中小企業者に支援金を給付します

習志野市地元のちから活性化事業「中小企業者事業継続緊急支援金」のお知らせ

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける市内中小企業者等に対して、本市独自の経済対策として、支援金を給付します。

名称：中小企業者事業継続緊急支援金（習志野市地元のちから活性化事業）

対象要件：下記①～③の全てに当てはまる中小企業者等

- ①令和4年4月～9月における原材料費等の対象経費が対前年同月比で増加した者
- ②令和3年3月末までに開業し、習志野市内に本店又は主たる事業所を有する者
- ③今後も習志野市内で事業継続の意思がある者

対象品目：原料、材料、ガソリン、電気、ガスなど

給付金額：最大20万円

令和4年4月～9月における原材料費等の対象経費が対前年同月比で増加した額の概ね1/2を給付(千円未満切り捨て)

(給付の一例)

	原料	ガソリン	計	給付額
令和3年4月～9月	10万円	30万円	① 40万円	②-①= 40万円(影響額) 40万円÷2=20万円
令和4年4月～9月	30万円	50万円	② 80万円	

※給付額は影響額の概ね2分の1の額となります。

申請期間：令和5年2月15日(水)～3月15日(水)【消印有効】

申請方法：習志野市中小企業者事業継続緊急支援金事務局へ申請書を郵送

事業費：330,000千円

問合せ先  
協働経済部 産業振興課  
電話：047-453-7395